

# 比自岐地区住民自治協議会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い比自岐地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を比自岐地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市比自岐529番地 (施設名) 比自岐地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は比自岐地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び活動に関する事業
- (2) コミュニティー活動に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 比自岐地区に居住する住民
- (2) 自治会及び比自岐地区内で活動する団体
- (3) 比自岐地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

|   |       |     |
|---|-------|-----|
| 会 | 長     | 1名  |
| 副 | 会 長   | 若干名 |
| 会 | 計     | 1名  |
| 監 | 事     | 2名  |
| 部 | 会 長   | 7名  |
| 事 | 務 局 長 | 1名  |

2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

4 部会長は各部会において選出する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 会計は、協議会の会計事務を処理する。

5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

### 第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会、実行委員会、幹事会（以下「会議」という。）とする。

2 会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は過半数以上の委員等の出席がなければ開催できない。

2 会議は原則公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長、部会長又は幹事長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画
- (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
- (4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、部会長、会計、事務局長、各区正副自治会長(区長・代理含む)、生涯学習支援員で構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が召集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第15条 実行委員会は、総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策の実施と地域まちづくり計画の策定を推進する。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。
  - (1) 自治会部会
  - (2) 企画交流部会
  - (3) 福祉部会
  - (4) 健康スポーツ部会
  - (5) 教育文化部会
  - (6) 産業振興部会
  - (7) 生活環境安全部会
- 3 部会員は、各団体及び各区自治会から選出された者により構成する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第16条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は、会長、副会長、会計、事務局長、生涯学習支援員で構成し、運営委員会に諮る事案の調整及び検討を行う。

2 幹事長は、幹事会の幹事の中から選出する。

#### 第 4 章 財務

(会計)

第 18 条 協議会の運営等に要する経費は、地区負担金、補助金、交付金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 5 章 その他

(規約の変更)

第 19 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第 20 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 2 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 10 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

この規約は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。